

令和5年第4回総会

山武市農業委員会会議録

令和5年4月5日 開会

令和5年4月5日 閉会

令和5年第4回山武市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年4月5日（水）午後3時30分

場 所 山武市役所 大会議室

招 集 者 山武市農業委員会 会長 井 野 敬 一

議 事 議案

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- (3) 令和5年度第1次農用地利用集積計画（案）の決定について
- (4) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- (5) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（16名）

欠席委員（1名）

出席農地利用最適化推進委員（20名）

出席事務局職員（4名）

◎日 程

- 日程第1 会期の決定について
- 日程第2 議事録署名人の指名について
- 日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
- 日程第6 議案第3号 令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第7 議案第4号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
- 日程第8 議案第5号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和5年4月5日 山武市農業委員会 会長 井野 敬 一

◎開 会

議長

これから令和5年第4回山武市農業委員会総会の会議を始めます。
ただいまの出席委員は16名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立しております。

欠席委員は議席番号14番、藤田委員です。

お諮りいたします。

日程第1、会期の決定並びに日程第2、議事録署名人の指名について、議長において決することにしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認めます。

会期は本日1日限りとし、議事録署名人は議席番号12番今関孝之委員及び議席番号13番鈴木伸子委員を指名いたします。

◎報告

(事務局説明)

◎議案第1号

議長

議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

お諮りいたします。申請番号1及び申請番号2については、関連する案件です。一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認め、申請番号1及び申請番号2は一括審議といたします。
概要の説明を事務局に求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
申請番号1及び申請番号2について地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員 地区担当推進委員の古谷です。
議案第1号の1、2について説明をいたします。
これはお互い、耕作地がすぐ隣とか近所にあるもので、利便性を考えて交換ということで申請が出ています。
よろしく申し上げます。

議長 推進委員の説明が終わりました。
当該地域の農業委員、議席番号11番中山委員の補足説明を求めます。

中山委員 11番の中山でございます。
古谷推進委員からの説明のとおりでございます。私も昨日現地を見てきたんですが、双方共にきれいに管理されておりまして、問題なかろうかと思えます。
なお、権利者については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。
よろしく申し上げます。

議長 農業委員の補足説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第1号、申請番号1及び申請番号2について、許可することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可することに決定いたしました。

◎議案第2号

議長

日程第5、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題といたします。

今回申請のあった4件は、同じ地区における太陽光発電設備の設置に係る転用申請であることから、事務局、推進委員、現地調査員に一括して説明を求めます。

最初に事務局の概要説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

次に、地区担当推進委員の堀越委員に説明を求めます。

堀越推進委員

地区担当推進委員、堀越でございます。

本件は、転用を伴う所有権移転ということで、3月30日、現地を確認してまいりましたので、報告させていただきます。

3か所ございますけれども、全て近接しており、近くの住宅地にパネル自体の反射等による悪影響を及ぼすことはあまりないような計画です。この申請者は、全てグループ法人でして太陽光設置を進めてきたわけですが、これまで迷惑や苦情といった形で地区から聞こえてきていません。地元としても、問題ないかと思われまますので、よろしく願いいたします。

議長

推進委員の説明が終わりました。

現地調査員の報告を求めます。申請番号1及び申請番号2については川島調査員に、申請番号3及び申請番号4については増田調査員に報告を求めます。

川島委員

9番、川島です。よろしく願いします。

ただいま堀越推進委員からの説明のとおり、先日、現地確認に行つてまいりました。私からの報告は、NO.1とNO.2についてですが、場所は1か所です。本件は第2種農地への太陽光発電の建設と

ということで、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響は全くないと思われま

す。ということで許可相当と思われま

増田委員

議席番号8番、増田です。

堀越推進委員さんのほうから話がありましたとおりでございますけれども、現地調査ということで川島委員さんと行ってまいりました。1番、2番の意見とほぼ同じでございます、周りが山で、農地が狭小で偏在しているという状況でございます。

本件は、第2種農地への太陽光発電設備の建設であり、代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われま

議長

現地調査員の報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑なしと認め質疑を終了いたします。採決に移ります。

申請番号1及び申請番号2は同一事業であります。

お諮りいたします。

申請番号1及び申請番号2は一括で採決してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

御異議なしと認め、議案第2号、申請番号1及び申請番号2を一括して採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めま

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたします。

続いて、申請番号3について採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めま

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたしました。

続いて、申請番号4について採決いたします。

本件については、許可相当として意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。本件は許可相当として意見を付すことに決定をいたしました。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、令和5年度第1次農用地利用集積計画(案)の決定についてを議題といたします。

本議案の所有権移転個人明細の番号1は、議席番号2番、小山委員に関する件であります。また、利用権設定等個人明細の番号7は、議席番号6番、佐藤委員に関する案件であり、番号9は、議席番号4番、小川委員に関する案件でございます。農業委員会等に関する法律第31条において、議事参与の制限が規定されていることから、審議の方法についてお諮りいたします。

農業委員に関する案件である所有権移転個人明細の番号1及び利用権設定等個人明細の番号7及び番号9を除いて、一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は所有権移転個人明細の番号1並びに利用権設定等個人明細の番号7及び番号9を除いて一括審議といたします。

事務局の議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。

所有権移転個人明細の番号1を審議いたしますので、議席番号2番小山委員の退席を求めます。

(小山委員退室)

議長

議案第3号、所有権移転個人明細の番号1を採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

小山委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(小山委員入室)

議長

次に、利用権設定等個人明細の番号7を審議いたしますので、議席番号6番佐藤委員の退席を求めます。

(佐藤委員退室)

議長

議案第3号、利用権設定等個人明細の番号7を採決いたします。

本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

佐藤委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(佐藤委員入室)

議長

次に、利用権設定等個人明細の番号9を審議いたしますので、議席番号4の小川委員の退席を求めます。

(小川委員退室)

議長 議案第3号、利用権設定等個人明細の番号9を採決いたします。
本件について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

小川委員に関する審議が終わりましたので、同委員の入室を認めます。

(小川委員入室)

議長 次に、議案第3号のその他の案件について採決をいたします。

議案第3号の所有権移転個人明細の番号2及び番号3並びに利用権設定等個人明細の番号1から番号6まで、番号8、番号10及び番号11について、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

◎議案第4号

議長 続きまして、日程第7、議案第4号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

お諮りいたします。

この議案は一括審議としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 御異議なしと認めます。この議案は、一括審議といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりました。
番号ごとに推進委員の説明を求めます。

番号1について、地区担当推進委員の川島委員の説明を求めます。

川島推進委員

地区担当推進委員の川島です。

更新になります。

現在、施設での果樹や野菜を中心とした経営を行っていて、今後はミニトマトを導入して経営全体の売上げを向上するという事です。

議長

番号2について、地区担当推進委員の古谷委員の説明を求めます。

古谷推進委員

地区担当推進委員の古谷です。

番号2について御説明いたします。

この方は、まだ定年過ぎて何年か勤めるということで、65歳になったら本格的に家業の農家をやっていくということで、今、現在もやっていますけども、それを今度は親戚のほうとかいろいろ借りる手はずはついているそうなので、これから頑張るってやると言っています。

議長

推進委員の説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

質疑を終了いたします。採決いたします。

本件については、原案のとおり承認することに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第5号

議長

日程第8、議案第5号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

(事務局説明)

議長 事務局の議案の説明が終わりました。
地区担当推進委員の古谷委員に説明を求めます。

古谷推進委員 議案第5号、番号1について説明いたします。
先月末に申請者から連絡がありまして、お二方、まだ20代ですけども、会ってきました。機械は近所で廃業した農家から作業場等を借りて、初期投資はそんなにないということなので、本人達も一生懸命やると言っています。

議長 地区担当推進委員の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長 質疑を終了いたします。採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに御異議ない方の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件は原案のとおり認定すべきものとして意見を付すことに決定いたしました。

◎その他

議長 以上で、本日本日予定した議案の審議は全て終了いたしました。
その他の件について、皆様から御意見等あればお願いいたします。

◎閉 会

議長 御意見がないようですので、以上で本日の総会を閉会といたします。
次回の総会は、5月8日月曜日、ゴールデンウィーク明けの開催です。車庫棟第6会議室を予定しておりますので、御参集のほどよろしくお願いたします。
なお、5月から10月まではクールビズを推進しておりますので、ネクタイの着用は不要です。よろしくお願いたします。